

(担当)

神奈川労働局労働基準部賃金室

賃金室長 中川 伸人賃金指導官 中原 隆之045 211 7354(直通)

# 神奈川県最低賃金に関する 監督指導結果について

- 違反率は13.2%、未満労働者の約65%が女性、

約70%がパート・アルバイト -

神奈川労働局(局長 姉崎 猛)は、平成29年1月~3月に神奈川労働局管下12の労働基準監督署で最低賃金違反の確認を主な目的とした監督指導を行い、その結果をとりまとめました。本年は飲食業、卸小売業を中心として658事業場(昨年比20.8%増)について、実施しました。

違反事業場は87事業場で、違反率は13.2%でした。

最低賃金未満労働者のうち、女性は 64.4%、パート・アルバイトは 70.7% となっています。

最低賃金額を支払っていない主な理由の 47.1%は、「適用される最低賃金額 を知らなかった」としています。

\*地域別最低賃金は最低賃金法に基づき、各都道府県別に金額が定まっており、 それより低い金額で就労させることはできません。

#### 参考資料

### (1)違反率の年別推移

神奈川県と全国の、最低賃金監督の違反率の推移は次のとおりです。

_				
実施年	神奈川	全国	神奈川県最低賃金	前年からの引上げ額
18年	7.6%	6.8%	712	+ 4
19年	5.4%	6.9%	717	+ 5
20年	3.5%	6.7%	736	+ 19
21年	6.5%	8.5%	766	+ 30
22年	10.4%	7.8%	789	+ 23
23年	20.4%	10.4%	818	+ 19
24年	17.4%	8.3%	836	+ 18
25年	12.3%	9.6%	849	+ 13
26年	12.4%	10.7%	868	+ 19
27年	13.0%	11.6%	887	+ 19
28年	16.7%	13.3%	905	+ 18
29年	13.2%	-	930	+ 25

## (2)業種別違反状況

違反事業場は87事業場で、違反率は卸小売業で10.6%、飲食業で16.5%となっています。

### (3)最低賃金未満労働者の状況等

最低賃金額未満の労働者(270人)の性別、年齢、規模等の状況は以下のとおりです。

性別、年齢等

・女性労働者 174 人 64.6%
・パートタイム労働者 191 人 70.7%
・65 歳以上の労働者 92 人 34.1%

56-47 ch+/c		最低賃金未満労働者数								
監督実施 事業場労			うち18歳	ふた 65 告		うちパー	さた 陰宝	うち外国		ふた 派達
新来場力 動者数	うち女性		カタ18歳 未満	うち65歳 以上	うち女性	ト・アルバ	うち障害 者	1	うち技能	うち派遣
[3] C XX				δ V		イト	П	<b>\</b>	実習生	力側有
8904	5204	270	8	92	174	191	1	9	0	39
	58.4%	3.0%	3.0%	34.1%	64.4%	70.7%	0.4%	3.3%	0.0%	14.4%

## 違反事業場の規模と違反労働者数

・労働者数 5 人未満の事業場
・労働者数 5~9人の事業場
・労働者数 10~29人の事業場
・労働者数 30~49人の事業場
・労働者数 50人以上の事業場
8人
31.1%
9.6%
95人
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%
35.2%

事業場規模	1 - 4人	5 - 9人	10 - 29人	30 - 49人	50人以上	合計
<b>旦</b> 任	84	26	95	57	8	270
最低賃金未満労働者数	31.1%	9.6%	35.2%	21.1%	3.0%	-

## (4)最低賃金を支払っていない理由

最低賃金額以上の賃金を支払っていない主な理由は以下のとおりです。

・適用される最低賃金を知らなかった (41 件、47.1%)

・高齢者には適用がないと思っていた。 (10 件、11.5%)

・賃金を時間額に換算して比較していなかった (19 件、21.8%)